

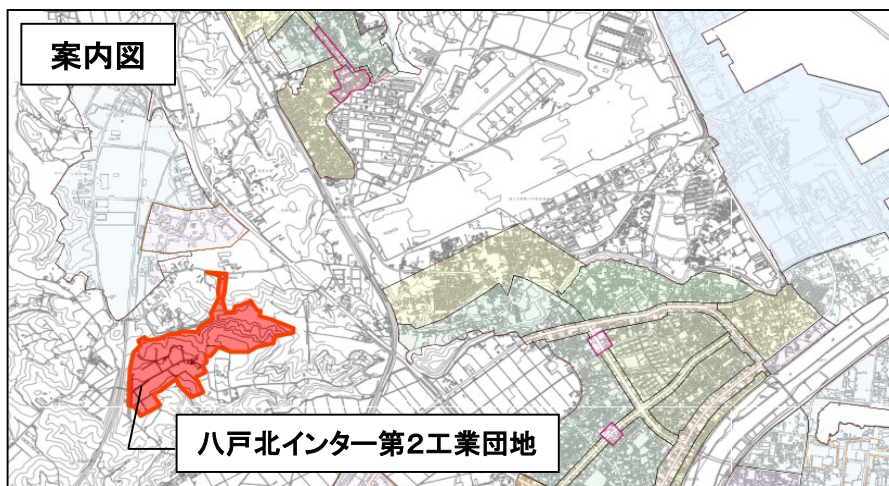
八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正の概要について

1. 改正理由

八戸北インター第2工業団地の整備の進捗に伴い、建築基準法第68条の2第1項(※1)の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(※1)建築基準法第68条の2 市町村の条例に基づく制限

市町村は、地区計画等の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。



2. 改正の主な内容

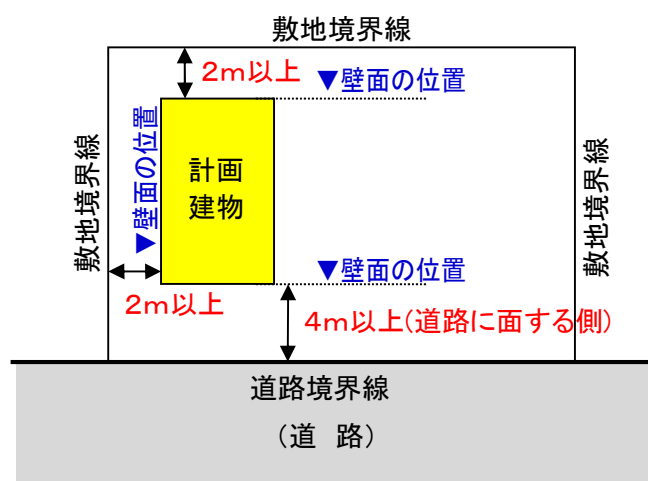
当該団地は、新たな産業拠点となる工業団地整備を目的としているため、当該条例で定められた適用区域に八戸北インター第2工業団地地区整備計画区域を追加し、建築してはならない建築物の用途並びに壁面の位置に関する制限の規定を定める。

○八戸北インター第2工業団地地区計画 令和元年11月25日八戸市告示第445号(抜粋)

建築物の用途の制限	当地区においては、次に掲げる建築物及びこれに類するものは建築してはならない。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(を)項に掲げる建築物 (例) ホテル、旅館、病院、劇場、映画館等 (2) 住宅、共同住宅、寄宿舍、又は下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
-----------	--

<p>建築物の用途の制限</p>	<p>(4) 老人ホーム、保育所（就業者のために建築物の附帯施設として設置されるものを除く。）、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第一号に該当する営業に係るものを除く。） (6) 診療所 (7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (10) 自動車教習所 (11) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (12) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの (13) カラオケボックスその他これに類するもの (14) 図書館、博物館その他これらに類するもの (15) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設</p>
<p>建築物の壁面の位置の制限</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、2メートル（道路に面する側にあつては4メートル）以上であること。</p>

○建築物の壁面の位置の制限<参考図>



3. 施行年月日

令和6年4月1日